

財政状況等一覧表（17年度）

団体名

南丹市

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	28,189	26,879	1,310	1,158	35,086	6	基金から 3,733百万円繰入
市営バス運行事業特別会計	97	92	5	5	70	-	基金から 14百万円繰入
商品券事業特別会計	41	26	15	15	-	-	
土地取得事業特別会計	189	188	1	1	-	-	
自然文化村特別会計	170	170	-	-	-	-	基金から 6百万円繰入 ※H17.11月会計廃止
普通会計	27,178	26,601	577	426	35,156	6	基金から 3,753百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

(百万円)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
国民健康保険事業	(歳入) 3,425	(歳出) 3,330	(形式収支) 95	(実質収支) 95	-	271	基金から 168百万円繰入
老人保健医療事業	(歳入) 4,233	(歳出) 4,227	(形式収支) 6	(実質収支) 6	-	310	
介護保険事業 (保険事業勘定)	(歳入) 2,689	(歳出) 2,590	(形式収支) 99	(実質収支) 99	71	310	基金から 16百万円繰入
介護保険事業 (介護サービス事業勘定)	(歳入) 30	(歳出) 30	(形式収支) -	(実質収支) -	-	3	※H17.8月会計廃止
簡易水道事業	(歳入) 1,478	(歳出) 1,487	(形式収支) 27	(実質収支) 27	4,314	185	基金から 29百万円繰入
下水道事業 (公共下水道)	(歳入) 2,147	(歳出) 2,084	(形式収支) 67	(実質収支) 67	13,625	810	基金から 46百万円繰入
下水道事業 (特定環境保全公共下水道)	(歳入) 927	(歳出) 883	(形式収支) 1	(実質収支) 1	7,442	273	基金から 197百万円繰入
下水道事業 (農業集落排水施設)	(歳入) 860	(歳出) 777	(形式収支) 24	(実質収支) 23	6,240	205	基金から 120百万円繰入
上水道事業	(歳入) 463	(歳出) 392	(形式収支) 71	(実質収支) -	1,877	24	法適用企業

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業のことをいいます。
2. 不良債務が～百万円となるときは、「△～」と表記しています。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	南丹市の 負担割合	備考
亀岡市及び南丹市財産区組合	(千円) 70	(千円) 15	(千円) 55	(千円) 55	-	-	
船井郡衛生管理組合	1,801	1,778	23	23	1,876	74.2	
京都中部広域消防組合	2,136	2,103	33	18	479	32.4	
国民健康保険南丹病院組合	(総収益) 8,264	(総費用) 8,663	(純損益) △ 399	(不良債務) -	8,023	-	法適用企業 464百万円繰出
京都市市町村職員退職手当組合	8,821	8,816	5	5	-	6.2	
京都市市町村交通災害共済組合	345	345	-	-	-	-	
京都市市町村議会議員 公務災害補償等組合	26	25	1	1	-	14.8	
京都府自治会館管理組合	125	107	18	18	-	-	
京都府住宅新築資金等 貸付事業管理組合(一般会計)	116	67	49	49	-	11.2	
京都府住宅新築資金等 貸付事業管理組合(特別会計)	1,153	1,020	133	133	3,305	1.5	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業のことをいいます。
2. 不良債務が～百万円となるときは、「△～」と表記しています。

財政状況等一覧表（17年度）

団体名 南丹市

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	南丹市から の出資金 (千円)	南丹市から の補助金 (千円)	南丹市から の貸付金 (千円)	南丹市からの 債務保証に係る 債務残高	南丹市からの 損失補償に係る 債務残高
園部福祉シルバー人材センター	19,268	160,754	30,000	7,900	-	-	-
園部国際学園都市センター	5,722	129,772	25,000	-	-	-	-
園部町振興公社	5,099	60,966	6,000	211,000	-	-	-
園部町農業公社	1,033	95,396	15,000	110,240	-	-	-
そのべまちづくり工房	△ 268	△ 1,202	5,000	3,000	-	-	-
南丹・京丹波地区土地開発公社	△ 2,252	47,376	13,900	-	-	3,749	-
八木町農業公社	△ 1,498	61,650	20,000	42,649	-	-	-
日吉ふるさと株式会社	24,810	101,196	66,000	34,000	-	-	-
美山ふるさと株式会社	405	102,575	62,650	40,680	-	-	-
美山名水株式会社	17,218	105,566	27,000	-	-	-	-
医療法人財団美山健康会	12,309	65,886	42,864	44,000	-	-	-
美山町自然文化村	7,407	37,407	30,000	20,000	-	-	-

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入しています。

5 財政指数

財政力指数	0.311	実質収支比率	3.3%
実質公債費比率	15.6%	経常収支比率	90.3%

《財政用語解説》

- 財政力指数 地方税の収入能力、普通交付税に依存する度合いがどの程度かを示すもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して算出します。地方交付税を算定する基準となり、財政力指数が1.000に近くあるいは1.000を超えるほど財源に余裕がある裕福な団体といえ、1.000を超えると普通交付税の不交付団体となります。
- 実質収支比率 実質収支額とは歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。その額を標準的な税収入額と普通交付税額を合算した額で除して算出します。一般的には、3～5%程度が望ましいと考えられています。
- 実質公債費比率 地方債の発行が国の許可制から協議制に移行されたのに合わせ、平成17年度から導入された財政指標で、地方公営企業への繰出しや債務負担行為などの準公債費も含めた実質的な公債費に費やした一般財源が標準的な税収入と普通交付税額を合算した額で除して算出します。地方債を発行する際、実質公債費比率が18%を超えると従来通り許可制となり、25%を超えると、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されます。
- 経常収支比率 その地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使用されるもので、人件費、扶助費、公債費など歳入の経常経費の一般財源に市税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入の一般財源がどの程度充てられるかを示すものです。経常収支比率は、70～80%の範囲内にあるのが標準的とされており、80%を超えるとその団体は財政構造が硬直化傾向にあるとされるため、経常的経費の抑制に努める必要があります。